

1. はじめに：大石産業の持続可能な調達方針

大石産業株式会社（以下、「当社」）は、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。この目標の達成には、当社のみならず、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすことが不可欠です。当社は、UNGC（国連グローバル・コンパクト）、UNGP（国連ビジネスと人権に関する指導原則）、ILO（国際労働機関）、OECD（多国籍企業行動指針）、ISO20400（持続可能な調達）などの国際基準を支持・参照し、ここに「持続可能な調達ガイドライン」を定めます。お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、その実践と貴社のサプライチェーンへの展開にご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、当社と取引を行うすべての「お取引先様」（製品、原材料、サービス等を提供するサプライヤー様）に適用されます。また、お取引先様におかれましても、貴社のサプライチェーン（二次以降のお取引先様）に対しても、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、その遵守を働きかけていただくよう要請いたします。

第1章：人権の尊重と安全な労働環境の確保

当社は、すべての人の基本的人権を尊重します。お取引先様においても、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、侵害しないこと、また人権侵害に加担しないことを求めます。

1-1. 人権の尊重と差別の禁止

国際的に宣言されている人権を尊重します。人種、国籍、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、障がい、年齢、出身地などに基づく一切の差別を禁止します。精神的・肉体的なハラスメント（いやがらせ）を含む、非人道的な扱いを禁止します。事業活動を行う地域社会の権利、文化、慣習を尊重します。

1-2. 強制労働・児童労働の禁止

あらゆる形態の強制労働（奴隷労働、人身売買、債務労働など）を厳格に禁止します。各国・地域の法令が定める最低就業年齢に満たない児童労働を禁止します。

1-3. 労働時間と賃金

各国・地域の労働時間に関する法令を遵守し、過度な時間外労働が発生しないよう適切に管理します。法定の最低賃金を上回る賃金を支払い、不当な賃金減額を行いません。

1-4. 結社の自由と団体交渉権

労働者の権利として、結社の自由（労働組合の結成等）および団体交渉権を、各国の法令に基づき尊重します。

1-5. 労働安全衛生

安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供し、労働災害や業務上疾病の防止に努めます。潜在的な危険源を特定・評価し、適切な安全対策（保護具の提供、安全教育の実施など）を講じます。緊急事態（火災、自然災害、事故など）に備えた手順を確立し、周知徹底します。

第2章：地球環境への配慮

当社は、地球環境の保全が人類共通の重要課題であると認識し、環境負荷の低減に取り組みます。

2-1. 環境マネジメント

各国・地域の環境関連法規制を遵守します。環境マネジメントシステム（ISO14001等）を構築・運用し、環境パフォーマンスの継続的な改善に努めます。

2-2. 気候変動への対応

GHG（温室効果ガス）排出量を把握し、その削減目標を設定し、気候変動の緩和に努めます。

2-3. 資源の有効活用と汚染防止

省エネルギー、水資源の効率的利用、廃棄物の削減（3R：リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。大気、水質、土壌への汚染を防止するため、排出物を適正に管理します。

2-4. 化学物質の適正管理

製品に含まれる有害化学物質や、製造工程で使用する化学物質を、関連法令に基づき適正に管理・把握し、環境への排出を最小化します。

2-5. 生物多様性の保全

事業活動が生物多様性に与える影響に配慮し、その保全に努めます。

第3章：公正な取引と企業倫理

当社は、高い倫理観に基づき、公正、透明、かつ自由な競争ならびに適正な取引を行います。

3-1. 腐敗防止

贈収賄、強要、横領を含む、あらゆる形態の腐敗を厳格に禁止します。公務員や取引先に対し、不適切な利益（接待、贈答、金銭など）の供与や受領を行いません。

3-2. 公正な競争

優越的地位の濫用やカルテルなど、自由で公正な競争を妨げる行為を行いません。

3-3. 知的財産の尊重

第三者の知的財産権（特許権、著作権、商標権など）を尊重し、これを侵害しません。

3-4. 情報の管理と保護

取引を通じて知り得た機密情報および個人情報を、関連法令に基づき適正に管理・保護し、漏洩や不正利用を防止します。

第4章：製品の品質と安全性

4-1. 製品安全性の確保

当社に納入する製品・サービスが、各国の法令や基準が定める安全性を満たしていることを保証します。製品の品質保証体制を構築し、維持・改善します。

4-2. 正確な製品情報の提供

製品・サービスに関する情報を、消費者および取引先に対して正確に提供します。

第5章：本ガイドラインの運用とサプライチェーン管理

5-1. サプライチェーン全体への展開

お取引先様におかれましても、貴社のサプライヤー（二次取引先以降）に対し、本ガイドラインまたは同等の指針の遵守を働きかけるよう要請いたします。

5-2. 遵守状況の確認

当社は、本ガイドラインの遵守状況を確認するため、お取引先様に対し「セルフアセスメント質問票（SAQ）」の実施や、関連資料の提出をお願いする場合があります。

また、リスク評価に基づき、必要に応じて現地監査（訪問調査）をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。

5-3. 違反時の是正と対話

万が一、本ガイドラインからの逸脱が確認された場合、当社はお取引先様に対して是正措置の実施を求めます。

当社は、懲罰的な対応を優先するのではなく、お取引先様との対話を通じて、問題の改善プロセスに協力します。ただし、重大な違反が判明した場合や、是正に向けたご協力が得られない場合は、取引方針の見直しを検討することがあります。

第6章：通報窓口

当社は、本ガイドラインに違反する行為、またはその疑いのある行為に関する通報を受け付けるお問合せ窓口を設置しています。

お取引先様（および貴社で働く従業員の方々）が、当社従業員による不正行為や、サプライチェーンにおける人権侵害・環境破壊などを認識した場合、本窓口にご連絡ください。通報者の匿名性は厳格に保護されます。

通報したことを理由として、通報者およびその所属企業に対しいかなる不利益な取り扱いも行いません。

ただし、故意に誤った情報を伝えるなど、誹謗中傷のために通報された場合は上記の限りではありません。